

## 令和 2 年度原子力規制委員会行政事業レビュー行動計画

令和 2 年 4 月 1 6 日  
原子力規制庁

令和 2 年度の原子力規制委員会における行政事業レビューについては、行政事業レビューの実施等について（平成 2 5 年 4 月 5 日閣議決定）、行政事業レビュー実施要領（平成 2 5 年 4 月 2 日行政改革推進会議）等に定めるもののほか、本行動計画により実施するものとする。

## 1. 行政事業レビューの取組体制

### （1）行政事業レビュー推進チーム

原子力規制庁の職員で構成される「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、以下の体制で行政事業レビューを実施することとする。

統括責任者：次長

副統括責任者：長官官房参事官（会計担当）

メンバー：長官官房政策立案参事官、長官官房会計部門経理調査官

### （2）外部有識者の指名及び行政事業レビュー外部有識者会合

外部の視点を活用したレビューを実施するため、複数名の外部有識者を指名する。また、これらの外部有識者で構成される「行政事業レビュー外部有識者会合」を設置する。

## 2. 行政事業レビューの取組の進め方

### （1）行政事業レビューシートの作成

事業所管課室長は、当該課室所管の全事業（事務的経費、人件費等を除く。以下同じ。）について、予算の支出先、使途、活動実績等を把握するとともに、事業の自己点検を行い、行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）を作成する。

また、行政事業レビューシートの作成にあたっては、これまでの行政事業レビュー有識者会合における指摘も踏まえ、政策評価との連携の観点から、政策評価上の測定指標等の内容と行政事業レビューシート上の成果目標が整合していることがわかるようにする。

なお、令和 3 年度新規要求事業についても、レビューシートを作成する。

長官官房参事官（会計担当）は、事業所管課室が作成したレビューシートに適切な記入及び厳格な自己点検が行われているかを確認し、必要に応じて指導を行う。

### （2）外部有識者による点検

#### ① 行政事業レビュー外部有識者会合

#### (ア) 点検対象事業の選定

チームは、行政事業レビュー外部有識者会合を開催し、外部有識者による点検を受けるべき事業について、外部有識者に候補を示し意見聴取を行った上で選定する。

また、選定した日から起算して5日間（土日、祝日を除く。）、外部有識者からの追加又は変更に係る申出を受け付けることとし、これを経た上で最終決定する。

#### (イ) 点検の実施

チームは、行政事業レビュー外部有識者会合を開催し、上記（ア）により選定した事業（下記②（ア）で選定する公開プロセス対象事業を除く。）について、事業所管課室から外部有識者にレビューシート等の内容を説明させ、外部有識者から所見を得ることとする。

### ② 公開プロセス

#### (ア) 点検対象事業の選定

チームは、行政事業レビュー外部有識者会合（内閣官房行政改革推進本部事務局が選定する外部有識者も参加）を開催し、公開プロセス対象事業について、上記①（ア）で選定した事業の中から、外部有識者に候補を示し意見聴取を行った上で選定する。また、選定した日から起算して5日間（土日、祝日を除く。）、外部有識者からの追加又は変更に係る申出を受け付けることとし、これを経た上で最終決定する。

#### (イ) 点検の実施

チームは、公開プロセスを開催し、上記（ア）により選定した事業について、事業所管課室から外部有識者にレビューシート等の内容を説明させ、外部有識者から所見を得ることとする。

### ③ 外部有識者による講評

チームは、原子力規制委員会において、外部有識者（内閣官房行政改革推進本部事務局が選定する外部有識者も含む。）による点検全般を通じた講評の機会を設けることとする。

### (3) チームによる点検

チームは、全事業について、作成されたレビューシートを基に点検を行い、その結果を所見として取りまとめる。点検においては、必要に応じて調査・ヒアリング等を行う。

### (4) 概算要求等への反映

事業所管課室長は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に反映させるとともに、その反映状況等についてレビューシートに記載する。

長官官房参事官（会計担当）は、レビューシートに反映内容が適切に記載されてい

るかを確認し、必要に応じて指導を行うとともに、その結果を取りまとめる。

### (5) 基金の点検等

事業所管課室長は、自らが所管する基金（国からの資金交付により新設又は積み増しされた基金をいう。以下同じ。）の適切な管理を確保することができるよう、以下の取組を行う。その際、チームのメンバーは以下の取組が適切に行われるよう事業所管課室長を指導する。

- ・ 地方公共団体等保有基金執行状況表の作成対象となる基金、基金事業等の正確な現況把握等
- ・ 地方公共団体等保有基金執行状況表の適切な作成
- ・ 基金の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備

## 3. スケジュール

5月15日（金）	第1回行政事業レビュー外部有識者会合
5月下旬	公開プロセス対象事業のレビューシートの中間公表
6月3日（水）	公開プロセス
7月上旬～	公開プロセス非対象事業のレビューシートの中間公表
6月23日（火）	第2回行政事業レビュー外部有識者会合
7月7日（火）	第3回行政事業レビュー外部有識者会合
7月22日（水）	定例会にて公開プロセス対象事業についての講評
8月末	概算要求書の提出
9月上旬	レビューシートの最終公表、概算要求等への反映状況等の公表
9月中旬	令和3年度新規要求事業のレビューシートの公表

(※) 特別な事情により、上記スケジュールに依りがたい場合は、柔軟に対応するものとする。